

青森県報

号外第三十六号

令和四年
三月三十一日
(木曜日)

目次

条例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課)…
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同)…二

条例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項ただし書中「磁気テープ」を削り、同条第五項中「第五十三条第六十七項前段」を「第五十三条第六十九項前段」に、「同条第六十七項後段」を「同条第六十九項後段」に改める。

第五十六条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のう

ち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ)を「(第四号及び第六十条第二項において「導管ガス供給業」という)に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第六十条第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第五十六条の二第三項の表第六十条第四項の項中「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に改め、同表第六十条第四項第一号及び第六十五条の項を削り、同表第六十条第四項第三号の項中「第六十条第四項第三号」を「第六十条第五項第二号」に、「その他」を「特別法人以外」に改め、同表第六十二条の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改め、同表に次のように加える。

第六十五条

掲げる法人

掲げる法人で固有法人であるもの

第六十条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額の合計額」を「得た金額」に改め、同ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「もの」の下に「(第五十六条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額

第六十二条中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第六十四条第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第八十二条の二第一項中「第七十三条の十四第十一項」を「第七十三条の十四第十二項」に改め、同条第二項中「第七十三条の十四第十二項」を「第七十三条の十四第十三項」に改め、同条第三項中「第七十三条の十四第十三項」を「第七十三条の十四第十四項」に改める。

附則第八条の四の二第一項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」に、「第五十三條第四十一項」を「第五十三條第四十二項」に、「第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項）」に、「同条第五十項」を「同条第五十二項」に改める。

附則第八条の五中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第十二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を

「三年を」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第十三条第一項第一号の表のイを削り、同表のロ中「三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う」を削り、同ロを同表のイとし、同表のハ中「二」を「ハ」に改め、同ハを同表のロとし、同表のニを同表のハとし、同表のホ中「ヘ」を「ホ」に改め、同ホを同表のニとし、同表のヘ中「ロ」を「県税条例第五十六条第一項第一号イ」に改め、同ヘを同表のホとし、同表のトを同表のヘとする。

第十六条第一項第一号の表のイを削り、同表のロ中「三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う」を削り、同ロを同表のイとし、同表のハ中「二」を「ハ」に改め、同ハを同表のロとし、同表のニを同表のハとし、同表のホ中「ヘ」を「ホ」に改め、同ホを同表のニとし、同表のヘ中「ロ」を「県税条例第五十六条第一項第一号イ」に改め、同ヘを同表のホとし、同表のトを同表のヘとする。

第十八条第二項第一号中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「同法第六十八条の九第八項第六号」を「法人税法第六十六条第六項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第十三条第一項第一号及び第十六条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	--	-----------------------------